

川崎市立学校児童生徒腎疾患対策会議要綱

(目的)

第1条 川崎市立学校に在籍する児童生徒の腎臓病について、全般的事項を研究協議し、腎臓病を持つ児童生徒の把握、早期発見及び事後における管理指導等の充実を図るため、川崎市立学校児童生徒腎疾患対策会議（以下「対策会議」という。）の運営に関し、必要な事項を定める。

(協議事項)

第2条 対策会議は、次の各号に掲げる事項について研究協議する。

- (1) 第一次検査、第二次検査、第三次検診の実施に関すること。
- (2) 腎臓病管理指導区分、管理に関すること。
- (3) その他、腎疾患対策全般に関すること。

(委員)

第3条 対策会議の委員は、次に掲げる者に就任を依頼する。

- (1) 川崎市医師会（学校医部会）
- (2) 学識経験者
- (3) 学校長
- (4) 教諭及び養護教諭
- (5) 関係職員

2 前項の委員のほか、特別の事項を研究協議するため必要があると認めるときは、対策会議に臨時の委員を置くことができる。

(開催期間)

第4条 対策会議の開催期間は、毎年4月1日から翌3月31日までの期間とし、必要に応じて開催することとする。

(委員長及び副委員長)

第5条 対策会議に委員長及び副委員長各1人を置く。

- 2 委員長・副委員長は、対策会議の委員の中から互選により選出する。
- 3 委員長は、対策会議を代表し、会務を総理する。
- 4 副委員長は、委員長を補佐する。
- 5 委員長が、辞任その他の事由により欠けた場合には、副委員長がその職務を代理する。

(判定会議)

第6条 対策会議に、検診後の指導区分、事後措置等を協議するため判定会議を置く。

2 判定会議の委員は、対策会議の委員の中より選出するものとし、必要により対策会議の委員以外の学識経験者を加えることができる。

3 判定会議に、委員長及び副委員長を置く。ただし、選出方法については第5条の規定による。

4 委員長は、判定会議の協議経過及び結果を対策会議に報告するものとする。

(庶務)

第7条 対策会議及び判定会議の庶務は、教育委員会学校教育部健康教育課において処理する。

(委任)

第8条 この要綱に定めるもののほか、対策会議の運営について必要な事項は、委員長が対策会議で定める。

附 則

この要綱は、昭和52年4月1日から施行する。

附 則

この改正要綱は、平成11年7月1日から施行する。

附 則

この改正要綱は、平成27年4月1日から施行する。